

ベトナム ビジネス・税務ニュースレター

－税務管理法 2025（2026 年 7 月施行）のポイント

UHY Tokyo News Letter : Vietnam Business & Tax Update

概要

2025 年 12 月に成立したベトナム税務管理法 2025（Law No.108/2025/QH15）が、2026 年 7 月 1 日から施行された。同法は、税務管理法 2019（Law No.38/2019/QH14）を刷新するものであり、デジタル経済に対応した課税の公平性確保と、AI・データ分析を活用した税務行政の DX 推進を主軸とする包括的な制度改正となる。

主なポイント

- 決済機能を持つ EC プラットフォーム等に対し、出店者に代わる源泉徴収・納税の法的責任を明確化
- コンプライアンス履歴等に基づく「リスクベースの納税者管理制度」の導入
- 税務管理情報システム（TMIS）による税務行政デジタル化の推進
- 従来の個人事業主向け一括課税方式の廃止と、電子データに基づく自己申告方式への移行

実務上の留意点

■ 外国法人の源泉徴収・代理納税対応

ベトナム向け越境デジタルサービス（EC など）を提供する外国法人は、プラットフォームの決済機能の有無等に応じ、源泉徴収・代理納税の対象と

なるのかを確認し、対応体制を整備する必要がある。

■ 調査・監査通知前の自主修正の重要性

申告誤りは一定期間内であれば自主的に修正できる一方、税務当局による調査・監査の通知後は修正が制限される場合があるため、継続的な税務レビューと早期の修正が重要となる。

■ 税務当局による調査・監査リスクの増大

電子インボイスの管理不備等がある企業は税務当局によるデータ分析により税務リスクが高いと判定される可能性がある。高リスクと判断された企業は、税務当局による調査・監査対象となる可能性が高まるため、日頃からの適切なデータ管理が重要となる。

まとめ

ベトナムの税務環境は、電子インボイスや各種取引データの分析に基づくリスクベース型の税務管理へと大きく移行するため、対象となる企業や個人事業主は体制の構築とコンプライアンス強化を急ぐ必要があると言える。

また、新法はベトナム国内で所得を得る外国のデジタルサービス事業者や EC 事業者を税務管理の対象として明確化し、プラットフォームの決済機能

に応じた源泉徴収・納税管理への関与を強化している。これにより、越境サービス提供事業者は、自社の納税スキームや取引構造を見直すことが求められる。

さらに、税務当局はリスク管理やデータ分析に基づく調査・監査の強化方針を示しており、企業は適切なインボイス管理、移転価格文書の整備、申告誤りの早期発見および自主的な是正を含む、より高度な税務ガバナンス・内部統制の構築を進めることが重要である。

■ Author : 辺 瑩

本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。